

第10回監視社会研究会（通算第28回研究会） 2009年9月29日

## IDトラブルー日本の国家識別システムと主体の構築

小笠原みどりさん（フリーランス・ライター）

### 一、はじめに「クイーンズ大学監視プロジェクト」に参加して

私は2005年から08年まで、カナダのオンタリオ州にあるクイーンズ大大学院修士課程（社会学）で学び、社会学部の「監視プロジェクト」に参加しました。このプロジェクトは、日本でも『監視社会』『9・11以後の監視』などの著書が出版されているデイヴィッド・ライアンが主宰し、監視にまつわる問題を様々な角度から理論的に分析しています。ゲスト・スピーカーを迎えて週に一度の公開講座や、「データの流れ」「IDカード」といったテーマごとのワークショップを開催するほか、企業、デジタル技術、治

安活動、人口管理の各分野で、監視システムに「新たな透明性」を求める国際的な共同研究を組織しています。

「監視研究」は学際的で新しい分野です。このプロジェクトは何よりもまず、監視社会が急速に無批判に進行していることに危機感を抱く人々をつなげる役割を果たしています。監視について日常的に語り、知り、怒り、嘆き、笑い、呆れ、対策を考える場は、日本はもちろん世界でもそれほどないと思います。私はそうした恵まれた環境で、日本の国家IDシステムを題材に修士論文を書きました。

監視の理論は近年、欧州や北米で数多く発表されていますが、日本ではほとんど議論されません。独自の監視社会が急速に進行する日本で、現実と理

論のアンバランスは著しいものがあります。私自身も最新理論を熟知しているわけではありませんが、修士論文ではいくつかの理論を使って、日本という国とそこで暮らす人々を最初に結びつける戸籍、外国人登録、住基ネットのIDシステムを分析しました。今日はその骨子を報告し、反監視の行動を促す試みを共有できたらと思います。

### 二、IDとは何か

IDという言葉は日本でもよく聞かれるようになりましたが、アイデンティティーもしくはアイデンティフィケーションの頭文字です。運転免許証や社員証など、どこかの誰であるかの証明として一般に使われます。では、私たちはどうやって人々を別個に識別するのでしょうか。

ある人物を定義するには、他の人々との相違点を具体化する必要があります。他の人々と比較し、差異によって等級化するわけです。1したがって識別には必然的に、審査、カテゴリー

化、包摂、排除が伴います。つまり、社員証や運転免許証で、A社の社員であるかないか、運転している人か、いけない人か、個人を振り分けるのです。言葉を換えれば、すべてのIDシステムは排除の対象となる「他者」というカテゴリを常に想定し、産み出しています。

識別には他者の存在が不可欠で、人のアイデンティティとは個人や社会環境との間に起きる相互作用を経て構築される。<sup>2</sup>この理論はアイデンティティが生まれながらに確固として存在するという考え方を批判します。人々はカテゴリに当てはめられ、カテゴリが人々をつくりあげるのだと。<sup>3</sup>例えば国勢調査やクレジットカードの加入の際に、学歴や職業を尋ねられ、「中卒」や「大卒」、「会社員」や「主婦」といったカテゴリに丸をつけることで、そうしたカテゴリが定着し、その認識を自分のものにした一群の人々が現れる。その意味で、アイデンティティは自明でなく、むしろ他者からのほたらきかけによるアイデンティ

ティティに近いといえます。

よってIDシステムとは、人々を強制的なカテゴリに当てはめることを通じて包摂または排除する制度であると定義できます。またIDカード、システムの場合、カード（またはICチップ、DNA）は個人に携帯されることで動きを知らせるので、監視機能が高まります。そして第二の役割として、IDシステムは人々にカテゴリの名前で「よびかけ」、これに応じた人々をシステムを支える主体へと変えます。<sup>4</sup>つまりIDシステムは権力が主体をつくりあげる場でもあり、主体の構築は政治的な過程であるということが分かります。<sup>5</sup>

もちろんカテゴリを受け入れず、アイデンティティとアイデンティフィケーションの間にトラブルが生じる場合があります。これはむしろ当然の反応ですが、実際には多くの人が面倒を避け、一瞬にしてカテゴリを演じます。住民票コードの返却運動、あるいは空港の度重なるセキュリティ・チェックを無視することは、稀な例外

かもしれません。けれど、トラブルにはシステムの意図する主体を拒否する積極的な意味合いがあると、私は考えます。

### 三、監視の理論

監視の理論をこれまで牽引してきたのは、フーコーの「パノプティコン（一望監視方式）」と呼ばれる図式です。これは元々ベンサムが考案した刑務所の設計図で、中央塔にいる守衛からは塔を囲む独房内の収容者それぞれが一望できますが、収容者からは守衛の姿が見えない。したがって守衛は塔の中にいなくてもいい。収容者は見られているかどうか分からないという不確実性によって、守衛の「まなざし」を内面化し、自己監視を開始します。監視を自動的に発生させる図式です。<sup>6</sup>

フーコーはこの自己監視を刑務所だけでなく、軍隊、学校、病院、工場などの近代制度にもあてはめ、一人ひとりの身体にはたらきかけて規律を促す強力な技法と考えました。日本の近代

制度にもこの技法は見られ、コンピュータ化された「国民総背番号制」による「一元管理」という発想も、この一望監視方式に通じているといえそうです。

しかしフーコーは後に、規律の権力への観察をさらに発展させ、個々の身体にはたらきかけると同時に人口全体にはたらきかける「生政治」という概念を主張します。「死なせるか生きるままにしておく」という古い権利に代わって、生きさせるか死の中へ廃棄するという権力が現れた<sup>7</sup>というのです。もはや人を殺すことではなく、人を生かして国の力を増大させることが権力の目的になり、資本主義の発達に必須の技法となったと。

生権力の行使によって、生きた身体は従順に管理されて生産機関へと組み込まれ、人口全体が経済活動に取り込まれます。こうした人口への介入と調整には、人口に関する知識が必要であり、監視は知識を集める手段として重要になります。つまり監視は人々を抑圧するためというより、利用してカ

ネにするために発達しているのではないかと指摘しているわけです。

IDシステムがある人々を排除する機能を持つていることは前に言った通りですが、生権力もまた人口をふるいにかけて、境界線の内側と外側をつくりだします。法に保護される内側に対して、除外される外側は「例外状態」だといえます。例外状態に置かれた者は法から見捨てられますが、そこに権力が及ばないわけではなく、権力の直接の支配に晒されます。イタリアの思想家アガンベンはこの状態に置かれた人々を「剥き出しの生」と呼んでいます。<sup>8</sup>

アガンベンは、特に9・11以降の「テロとの戦争」を通して例外状態が現実の政治状況に根を下ろし、原則へと変わっていくことに警鐘を鳴らしています。キューバの米軍グアンタナモ収容所で容疑も明らかでないまま拘束され続ける人々を考えると、剥き出しの生は修辞でないことが分かります。

人を剥き出しの生に変える手段に、

IDシステムの等級化は大いに関わっています。データベース、生体認証、GPSなどの電子識別技術は、米軍がアフガニスタンやイラクで住民の識別に使っているだけでなく、私たちの日常に等級化の機会をますます増やしているのです。

#### 四、日本の国家IDシステム

では、こうした理論が提供する視点から、日本の国家による三つのIDシステムを読み解いてみます。

##### 1、戸籍

戸籍は明治政府の近代化政策の一步として、1871年の戸籍法により作成が始まりました。領土内の人口を登録し、「国民」というカテゴリーをつくりあげる作業です。国民登録制度は諸外国にあります。日本の戸籍制度の特徴は人口一人ひとりを取り込むと同時に、個人ではなく「家」を単位とする家父長制を基礎に編んだ点です。戸主の男性を中心とする家族内の序列

は氏と血統を通じて管理され、天皇を頂点とする国家秩序へと束ねられました。それまで封建的身分制度と、異なる藩に属していた人々を明治政府が「国民」としてまとめ上げ、「天皇の臣民」として教育するのに戸籍は強力な土台になりました。

日本は植民地にした台湾、朝鮮でも戸籍を導入しました。植民地の人々は「臣民」として帝国に包摂されますが、同時に「原日本人」とされる日本国内の戸籍からは厳密に区別され、民族の序列がつけられました。<sup>9</sup> 家長制の外側に位置づけられた女性、子どもとともに、他民族もまた戸籍によって識別され、「二等臣民」というカテゴリに追いやられます。

現在でも日本の戸籍に掲載されることは日本国籍、市民権を得ることと同義であり、公的な権利と私的な家族関係が一体となって、国家に管理されています。「原日本人」の氏と血統の外側にある人々にとって日本国籍を取得することは極端に困難で、戸籍は排外的な機能を維持しています。同時に内

に向かつては、「戸籍が汚れる」といった表現があるように、家族構成同士の監視を促しています。戸籍は個人の秩序内での地位を等級化し、内面化させるという点で、今日も日本に根強い「規律の権力」を表象しているといえます。

## 2、外国人登録

外国人登録制度は戸籍と表裏の関係にあり、領土内人口から「非国民」というカテゴリをつくりだしています。この制度は1952年、日本の「国民」であった旧植民地出身者を日本国籍から切り離す目的でつくられました。日本国内にとどまった朝鮮、台湾の人々は「外国人」として指紋の押捺を求められ、登録証（IDカード）の携帯を義務付けられました。指紋押捺は2000年に全面廃止されましたが、登録証は戸籍より強力に個人の動きを監視する機能を維持しています。

指紋、IDカードという監視手段は、実は植民地統治の中で発達しました。日本は1920年代から「満州国」で

労働許可証や居住許可証を住民や移住労働者に発行し、指紋で認証を取りました。<sup>10</sup> また日本国内の朝鮮人には1939年から敗戦時まで「協和会手帳」の所持が義務付けられました。<sup>11</sup> 満州では人口のほぼ全体が、国内では植民地出身者が、まさに「内なる敵」として監視の対象になったのです。一人ひとりの身体を見張る規律の権力の表れといえるでしょう。

しかしながら植民地主義は植民地人口の抑圧を本来の目的とするというより、市場と資源の入手を求めて拡大しました。監視は植民地人口を資本のために使いこなそうとする「生産」の手段でもあったのです。この生権力としての特徴は、植民地出身者が「内なる敵」とされながら完全に排除されるのではなく、安価なまたは無償の労働力として利用され、権力の直接支配に晒されてきた事態に符合します。植民地出身者は「剥き出しの生」として扱われ、現在でも外国人登録制度によって様々な法的権利の外側に置かれています。アガンベンは「例外状態」におい

て法と実力支配は一体化する、法もまた実力支配の手段となる、と指摘しています。

生体認証やIDカードといった今をときめく識別方法が「内なる敵」を見つけ出し、かつ利用するために発達したという事実は繰り返し想起されるべきです。この目的は現在失われたのでしょうか？ この歴史を私たちは断ち切ったのでしょうか？ その答えは、この技法が敗戦で廃止されるどころか、民主主義体制下で正式に法制化されたことから、推測できます。

### 3、住基ネット

「家」の枠組みを強要する戸籍は、しかし、「国民」の現実の居住実態を把握できません。そこで国家総動員体制下で、同居する「世帯」を登録する制度が生まれ、戦後の住民登録法を経て自治体が住民基本台帳を作成するようになりました。全自治体の持つ台帳をデータベース化してネットワークでつなぎ、国が共有できるようにしたのが2002年に稼働した住民基本台帳

ネットワークです。住基ネットは初めて国民に一元的な番号を割り振り、同一無二の個人の識別を可能にしました。

住基ネットの構造は一元管理という点でパノプティコンに似ながら、ネットワークという点でまったく新しい特徴を持ちます。他のデータベースとリンクできるという点で情報は拡散する可能性があり、本人が自分の情報にアクセスできないという点で閉鎖的です。個人情報ネットワーク上で断片化され、また用途に合わせて再構成されます。よって当初の目的を超えて多くの目的のために使われる可能性が高まります。つまり、住基ネットは納税者番号にもなれば、運転免許証番号にもなりえます。官庁のみならず、民間も利用しえます。

電子技術が可能にしたこれらの特徴は古典的な生権力のあり方すら超えて、人口に直接的、個別的、流動的に介入する能力を獲得します。「家」を単位とする戸籍に比べ、「個」をとらえる住基ネットは直接、個人を、多様

な場面で捕捉できるのです。権力の直接介入の機会が増えるという点で、「国民」が「剥き出しの生」に近づく機会もまた拡大するかもしれません。

09年の住民基本台帳法の改正で、外国人登録が住基ネットへ組み込まれることになったのは、かつての境界線を超えた一元管理の利便性を国が見て取った証拠です。しかし一元管理の下でも、任意の住基カードが普及しない一方で、強制的な外登録はICチップを搭載した「在留カード」へと強化され、別扱いは厳然と続きます。例外状態にある人々への管理をより過酷しながら、同じ手法が原則へと拡大していることに、私たちは注意する必要があります。

### 五、結論

日本の近代において国家IDシステムは「国民」と「非国民」というカテゴリーをそれぞれ生産し、個人を国家体制に取り込む手段となってきました。そこで「国民」アイデンティティ

ーを引き受けた人々は、国家体制を支える主体を構築し、戦争や殖産興業の実際の担い手となりました。一方で、IDカードや指紋に代表される生体認証を用いた識別技法は植民地政策の中で開発され、植民地の人々を弾圧するとともに、日本の経済的利益のために利用する手段となりました。

電子技術のソフトさに包まれて現在、同じ手法が私たちの生活に蔓延しています。住基ネットは、これまでの「国民」「非・国民」の境界線を超えて、権力と資本が人口一般に介入するのを促進する役割を果たします。

電子技術を用いた多くのIDシステムが利便性をうたいますが、そこには常に排除しようとする人々の存在があります。排除されるのは、「剥き出しの生」となるのは、誰なのか。そしてまた、そのシステムを受け入れる私たちは、主体として何者になるのか、私たちは考える必要があります。最終的には、それを担う主体なしに成立するシステムはないからです。

では自分に当てはめられたカテゴリ

ーを引き受けない、演じないとうなるのか。やはり厄介なことになります。戸籍でも空港のセキュリティ・チェックでも、トラブります。しかしそれが、アイデンティティーとアイデンティフィケーションの間の陥穽を突き、強固なシステムを不安定化させる一步になるのではないのでしょうか。

IDシステムに、もっとトラブルを。私たち自身に、もっとトラブルを。ありがとうございました。

1 Jenkins, Richard. 2004. *Social Identity*, New York: Routledge.

2 Hall, Stuart. 1996. "Who needs 'Identity'?" in Stuart Hall and Paul du Gay (eds.) *Questions of Cultural Identity*, London: Sage.

3 Hacking, Ian. 1999. *The Social Construction of What?* Cambridge: Harvard University Press.

4 Althusser, Louis. 2001. "Ideology and Ideological State Apparatus" in *Lenin and Philosophy and other essays*, New York: Monthly Review Press.

5 ジュディス・バトラー『ジェンダー・トラブル』竹村和子訳、青土社、1999

6 ミシェル・フーコー『監獄の誕生』田村俶訳、新潮社、1977

7 ミシェル・フーコー『性の歴史I』渡辺守章訳、新潮社、1986

8 ジョルジョ・アガンベン『ホモ・サケル』高桑和巳訳、以文社、2003

9 佐藤文明『在日「外国人」読本』緑風出版、1996

10 指紋なんてみんなで“不”(プー)の会「偽『満州国』における指紋」『中国研究月報』472号(1987.6): 16-27

11 樋口雄一『協和会』社会評論社、1986

カンパをお願いします

郵便振替

口座番号 00140-9-46886889

口座名 監視社会を拒否する会